

江東区立学校 生成AI利活用ガイドライン

Ver.1.0

◆はじめに	P.2
(1) 「江東区立学校生成AI活用ガイドラインVer.1.0」策定の背景と目的	
(2) 本ガイドラインの改訂について	
1 基本事項	P.3
(1) 江東区立学校の中で生成AIを活用する目的	
(2) 使用できる生成AI環境	
2 活用の指針	P.5
(1) 教職員	
ア 好ましい使い方	
イ 避けるべき使い方	
(2) 児童・生徒	
ア 好ましい使い方	
イ 避けるべき使い方	
3 教育活動をととしたAIリテラシーの育成	P.7
(1) 学習内容	
(2) AI初回授業	
(3) 教科学習等での活用	
4 厳守事項	P.10
(1) 禁止事項	
(2) 取扱い禁止データ	
(3) 生成物に関する著作権の考慮	
5 改訂履歴	P.13
【参考】	
(1) 参考資料リンク	
(2) (児童・生徒向け) KOTO こどもAIルール	

(1) 「江東区立学校生成 A I 利活用ガイドラインVer.1.0」策定の背景と目的

本ガイドラインは、文部科学省の「初等中等教育段階における生成 A I の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年12月26日付Ver.2.0）及び東京都教育委員会の「都立学校生成 A I 利活用ガイドライン」（令和 7 年 5 月 9 日付Ver.1.0）の方針を受け、江東区立学校の教職員及び児童・生徒が校務や授業において生成 A I を活用する際の方向性を示すものである。

生成 A I は、文章や画像の生成、対話型応答の提供など、多様な機能を持つ技術として急速に進化している。教育分野でも、その利便性が注目され、授業準備の効率化、個別最適な学びの促進、教職員の働き方改革への貢献が期待されている。一方で、不正確な情報の生成（ハルシネーション）、個人情報漏洩、バイアスによる偏った出力など、リスクへの対応が必要不可欠である。

また、生成 A I を利用する際には、情報モラルや批判的思考力を育成し、技術に依存しすぎない使い方を教育現場で確立することが求められる。

江東区教育委員会は、このような背景を踏まえ、生成 A I を適切かつ効果的に活用し、教育活動の質の向上を目指す指針として本ガイドラインを策定する。

(2) 本ガイドラインの改訂について

本ガイドラインは、今後文部科学省及び東京都教育委員会が新たに示すガイドラインの方向性及び生成 A I の技術進展や学校現場での実践を反映し、改訂することがある。

1 基本事項

(1) 江東区立学校の中で生成AIを活用する目的

ア 教職員

(ア) 校務の効率化と質の向上

(イ) 児童・生徒の教育活動を補助し、学びを深化

(ウ) AI時代における情報モラルやリテラシーの育成

イ 児童・生徒

(ア) 自己の能力（思考力・判断力・表現力等）を伸長

(イ) 教科等における学習活動の更なる充実

(ウ) AI時代における情報モラルやリテラシーの習得

1 基本事項

(2) 使用できる生成AI環境

江東区立学校の教育活動の中で使用する生成AIは、次の3点を満たすものとする。

- ① 利用者の入力した情報が生成AI側で再学習されないもの
 - ② 生成AIとコンピューター間の経路の情報管理が確保されたもの
 - ③ 生成AIが学習に使用している情報の透明性が確保され、著作権等に配慮されたもの
- ※ 対象とする生成AIは<表1>のとおり

<表1>

「NotebookLM」 (教員のみ)	「Gemini」
・ 授業、校務での使用可	・ 教員、児童・生徒が使用可 ・ 授業、校務で使用可

！ 上記以外の生成AIサービスを使う場合の注意事項！

- 生成AI環境を満たす条件下で使用可 (Google系以外のアプリは再学習される可能性あり)
- サービス提供元の利用規約を順守 (年齢制限・保護者許諾等)

2 活用の指針

(1) 教職員

ア 好ましい使い方

- (ア) 適切なAIリテラシーを身に付け、生成AI技術や本ガイドラインを正しく理解して使用する。
- (イ) 既存の校務や授業の目的を効果的に達成するために、試行錯誤を続ける。
- (ウ) 「KOTO こどもAIルール」の内容を児童・生徒に指導し、自己の能力を伸ばすための活用を徹底する。

イ 避けるべき使い方

児童・生徒の主体的な思考や人間的な対話を疎かにして使用させる。

2 活用の指針

(2) 児童・生徒

ア 好ましい使い方

(ア) 生成AI技術を正しく理解し、新しい視点や発想をもたらす手段として使用する。

(イ) 学習活動等の目的を達成するために、積極的に活用する。

(ウ) 誤りの確認や偏りの確認を行いながら活用する等、適切なAIリテラシーを身に付け、「KOTO こどもAIルール」を守って活用する。

イ 避けるべき使い方

生成AIの回答に依存し、主体的な思考や対話を疎かにしたり、正確性・事実関係の確認を行わずに使用する。

3 教育活動をととしたA Iリテラシーの育成

(1) 学習内容

ア 基本概念や仕組み（生成A I自体を学ぶ）

例：どのような生成A Iがあるのか、どのように文章や画像等を生成するのか 等

イ 利用上の注意点（生成A Iの使い方）

例：ハルシネーションやバイアスの可能性について、個人情報を入力しないということ、著作権に配慮すること 等

ウ 効果的な活用（生成A Iの効果的な活用）

例：日常使いを見据えた効果的な指示の出し方、具体的な活用シーン 等

3 教育活動をととしたA Iリテラシーの育成

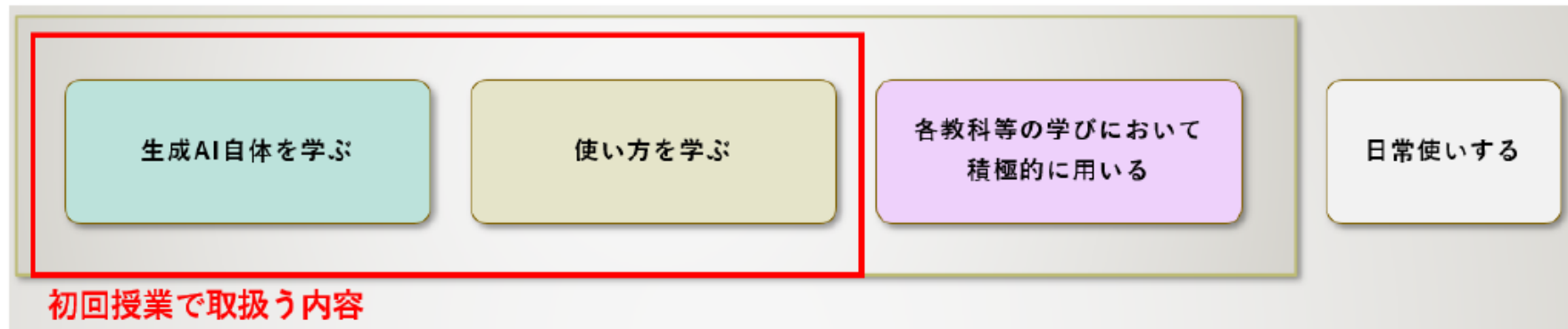
(2) A I 初回授業

文部科学省や東京都教育委員会が示す各種資料を活用し、「(1) 学習内容」について指導を行うこと。指導にあたっては、原則、生成A Iを授業内で活用する前に、次のア、イいずれかの形で実施するが、A Iリテラシーの内容はその後の活用過程においても継続的に指導することが望ましい。

ア 各教科等の内容と組み合わせて実施

イ 指導内容を複数時間に分割して実施

図1 初回授業で取扱うべき学習内容の範囲



3 教育活動をととしたAIリテラシーの育成

(3) 教科学習等での活用

授業内で生成AIを使用させる際は、生成AIの利活用が主たる目的とならないよう、次の点に配慮しながら活用すること。

ア 学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するものであること

イ 教育活動の目的を達成する観点から効果的な利活用となること

- ・ 自らの興味・関心に向き合い、「学びたい」を見つけるために生成AIを活用
- ・ 自身の学び方をデザインするために生成AIを活用
- ・ 自身が設定した課題を解決するために生成AIを活用
- ・ 学んだことを基に、自分なりの考えを深めるために生成AIを活用 等

4 厳守事項

(1) 禁止事項

- ア 授業での利用及び児童・生徒等の自習活動、教員の教材作成、教職員間の情報共有などの教育に係る目的以外に利用すること。
- イ 江東区教育委員会が認めたものを除き、個人情報及び機密情報を取り扱うこと。
- ウ 著作権、肖像権等及び関係法令等を遵守した利用に反すること。
- エ その他、江東区教育情報セキュリティポリシーに反すること。

4 厳守事項

(2) 取扱い禁止データ※

- ア 個人情報又は成績情報の記載されたデータ
- イ 児童・生徒等又は教職員の利益に重大な損害を与える恐れのあるデータ
- ウ 公平かつ円滑な学校運営を著しく妨げる恐れのあるデータ
- エ 事故等が発生したときに、その復元等が著しく困難となるデータ
- オ 上記の他、機密保持の観点などから保護を要するデータ

※原則として、児童・生徒の障害の状況、事件・事故、指導記録及び保護者の収入等の情報その他のプライバシー性が高い情報並びに指導要録や成績一覧表等、児童・生徒の情報が高度に集積している帳票及び電子データ、又は個別的な情報で、随時・継続的に作成し、蓄積が必要な帳票や電子データ、記入済みの答案用紙など（関連する補助簿や補助資料を含む。）

4 厳守事項

(3) 生成物に関する著作権、肖像権の考慮

- ア 生成AIで生成した生成物（画像、音楽、動画を含む。）の使用に当たっては、既存の著作物と類似していないかなど、生成物が生成AIサービス利用者の意図せず著作権者の権利を害することがないように配慮すること。
- イ 江東区立学校において生成AIを利活用する際は、文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」（令和6年12月26日付Ver.2.0）及び文化庁「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月15日付）、東京都教育委員会「都立学校生成AI利活用ガイドライン」（令和7年5月9日付Ver.1.0）に準ずるものとする。

◆ 改訂履歴

- ・ 令和 8 年 5 月 1 日初版発行

【参考】 (1) 参考資料リンク

■初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日付 Ver.2.0）

- ・【本体】 (https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf)
- ・【概要1枚】 (https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_002.pdf)
- ・【概要資料】 (https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_003.pdf)

■文化庁ホームページ「A Iと著作権について」

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>)

- ・デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第30条の4，第47条の4及び第47条の5関係）（令和元年10月24日）
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf)
- ・A Iと著作権に関する考え方について（令和6年3月15日）
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)
- ・文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会AIと著作権に関する考え方について」【概要】（令和6年4月）
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf)
- ・A Iと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス（令和6年7月31日）
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf)

■都立学校生成A I利活用ガイドライン（令和7年5月9日付Ver.1.0）

https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/GenAI/GenAI-guideline_v7_5.pdf

■事例紹介（※情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」内）

(https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/search/?act=search&next=search&resp_type=full&ticket=&form_inputted=0&category1_id=&category2_id=&tags%5B%5D=473&keyword=)

安全・安心に生成AIを使い、「みんな、かがやく！」学びのために、以下を守って利用しよう！



「かがやく」：自分の力を高めるために利用しよう

- ・自身の考える力、判断する力、表現する力を高めるために利用する。
- ・自身の考えを広げたり、新たな視点を得たりするために利用する。



「えらべる」：生成AIを利用する場面や取得する情報を選択し、適切に使いこなそう

- ・授業や自習、家庭学習場面で、生成AIを利用する必要があるかどうか適切に判断する。
- ・生成AIの回答が正しい情報か自身で考えて、情報の選択をする。

**「ささえる」：社会のルールを守り、自分も相手も傷つけない
使い方をしよう**

- ・誰かに危害を加えたり、権利を侵したりするような使い方は絶対にしない。
- ・フェイクニュース、ディープフェイク（画像、動画）など有害なコンテンツを作成しない。